

長野市農業委員会第5回総会議事録

- 1 日 時 令和8年6月30日(火)
開始時刻 午後1時30分 終了時刻 午後2時42分
- 2 場 所 会議室203(第二庁舎10階)
- 3 出席委員
1 番 松本 一好 2 番 新井 清一 3 番 高木喜久夫
4 番 山本 正博 5 番 岡村 勝 6 番 曾根 信一
7 番 田原 早苗 8 番 黒澤 清一 9 番 石坂 秀夫
10 番 米倉眞一郎 11 番 柰津 光博 12 番 清水 貢
13 番 中澤 良浩 14 番 齊藤 弘之 15 番 戸谷 正徳
16 番 北村 守 17 番 桑原 一利 18 番 池田 昌子
19 番 瀧澤 徳治 20 番 倉石 康正 21 番 長澤めぐみ
22 番 桜井 篤 23 番 篠原 茂光 24 番 相澤 耕市
25 番 本井 治
- 4 欠席委員
- 5 会議に出席した職員
農業委員会事務局
事務局長 小田切伸夫 主幹兼事務局長補佐 松橋 秀樹 事務局長補佐 西村 武次
事務局長補佐 宮下 匡弘 係 長 酒井 雅宏 主 事 玉井みのり
職 員 浅川 清和
農業政策課
係 長 瀧澤 千穂 主 査 相澤夏奈子
長野県農業開発公社
参 事 町田 春夫
- (1) 農地法等に係る事項について
議案第30号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第31号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第32号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について
議案第33号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定による
「農用地利用集積等促進計画」の要請について
議案第34号 農振除外等に係る意見聴取について
議案第35号 地域計画の変更に係る意見聴取について
議案第36号 非農地決定について
報告第13号 農地法第4条の規定による届出について
報告第14号 農地法第5条の規定による届出について
報告第15号 農地法第4条の規定による農業用施設(2a未満)の届出について
- (2) その他農業委員会業務に係る事項について
議案第37号 長野県農業委員会女性協議会長野支部役員の推薦について
議案第38号 令和7年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務

の実施状況の公表について

北村会長代理 ただ今から、第5回総会を開会いたします。本日の総会につきましては、現在の出席委員数は在任委員 25 名全員のご出席をいただいておりますので、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項に基づき、総会は成立しております。

 それでは、ご挨拶をいただきます。初めに、曾根会長お願いいたします。

曾根会長 皆さん、ご苦労さまです。お手元の資料をご覧くださいと思います。令和 8 年 6 月 2 日付けの資料をご覧ください。全国大会が東京で開催され、約 1,800 人が参加いたしました。その後、長野県選出の衆議院議員、参議院議員の皆さまとの懇談会を開催しました。内容につきましては、資料に記載のとおり、大きく 4 点ございます。一つ目は、農業の構造転換を集中的に推し進めるための施策の具体化、二つ目は、地域計画の実行（実現とブラッシュアップ）に向けた支援、三つ目は、時代に適合した農地制度見直しと、農地に関わる権利と義務の継承に向けた取組、四つ目は、農業委員会系統組織の予算確保と体制整備についてです。これらについて、宮下一郎議員をはじめ、国会議員の皆さまに要請を行ってまいりましたので、ご承知おきいただきたいと思います。

 それから、もう一枚の資料をご覧くださいと、6 月 12 日付けの農業新聞の記事がございます。農作業事故に関する内容が掲載されております。この記事によりますと、共済連が試算したところ、農作業事故は年間約 9 万件発生しているとのことです。この記事を見ますと、農作業にはそれだけ危険が伴うということが分かります。基幹的農業従事者では、15 人に 1 人が危険な作業に当たっているという試算もありますので、十分気を付けていただきたいと思います。トラクターによる事故もありますが、特に長野市は果樹栽培が多いことから脚立を使用する機会も多く、記事にもありますように、脚立からの転落や転倒などの事故も発生しております。とにかく事故には十分注意して作業を行っていただきたいと思います。

 また、毎年 3 月から活動報告を皆さんに提出していただいておりますが、事務局では毎月集計を行っておりますので、活動報告はできるだけ期限までに提出をお願いいたします。もし提出が遅れている委員さんがおりましたら、お声掛けいただきたいと思います。

本日は議題が盛りだくさんですが、有意義な会議となるよう、
よろしくお願いいたします。以上です。

北 村 会 長 代 理 ありがとうございます。続いて、小田切事務局長からよろしく
お願いいたします。

小 田 切 事 務 局 長 皆さま、お疲れさまでございます。今月も第5回総会にご出席
いただきまして、ありがとうございます。私からは、今月 11 日
から先週金曜日の 26 日までの会期で開催されました市議会定例
会のうち、農林部関係の内容について、少しお話しさせていただ
きたいと思います。

農林部関係で提出されました議案は2件でございまして、いず
れも補正予算でございます。まず1件目でございますが、地域農
業構造転換支援事業補助金でございます。こちらは国の補助金
で、5件分の経費として、金額は1,405万7,000円でございます。
こちらにつきましては、地域計画に掲載されている認定農業者の
方が、目標年度である令和10年度を目標に、付加価値の1割以
上拡大することを目指し、そのために導入する機械や施設に係る
経費を補助するものでございます。内訳でございまして、法人が
3団体、個人が2団体でございます。いずれも機械の導入で、ね
ぎの収穫機、トラクターのアタッチメント、運搬車、コンバイン
などの購入に係る補助でございます。こちらにつきましては、全
額国からの補助となっております。

もう1件は、野生鳥獣被害防除対策事業の補助金に係る経費で
ございまして、160万円の補正予算となっております。こちらに
つきましては、今年度から県の鳥獣被害防止総合対策交付金の対
象にツキノワグマが追加されたことに伴い、市の補助金につしま
しても、このツキノワグマ対策を新設したものでございます。補
助額は1頭当たり5万円で、32頭分の経費が補正予算として提出
されました。

また、23日には経済文教委員会が開催され、これら2件の補正
予算のほか、5月の調査会で農業政策課から説明がありました第
三期農業振興アクションプランについて報告がありました。その
ほか一般質問では、ジビエ加工センターの施設の関係、ジビエの
活用の関係、樹園地バンクに関連した支援策について、熊に対す
る対応について、100年フードフェスの効果について、放置竹林
対策について、更に変わったところでは、うなぎの完全養殖に関
連した水産業の取組について質問がございました。議会関係につ
きましては、以上でございます。

本日の総会についてでございます。本日は、農地法関係に関す
る議案が7件、報告事項が3件、そのほか農業委員会業務に係る
議案が2件となっております。よろしくご審議いただきますよう

お願い申し上げます。

最後になりますが、先ほど会長からもお話がございましたとおり、農作業事故が増えているようでございます。死亡事故につきましては、今年はまだ半年でございますが、昨年1年分に迫る勢いで発生しているということでございます。委員の皆さまにおかれましても、農作業事故に遭わないよう、十分ご注意くださいと思います。私からは以上でございます。

北村会長代理 ありがとうございます。それでは、議長就任であります。長野市農業委員会総会会議規則第6条に、長が議長となり、議事を整理するとありますので、曾根会長にご就任いただきたいと思います。会長、よろしく願いいたします。

議 長 それでは、規定により議長を務めさせていただきます。スムーズな議事進行ができますよう、皆さまのご協力をお願いいたします。

最初に、議事録署名人の指名を行います。議席番号10番 米倉眞一郎委員、議席番号11番 柁津光博委員をお願いいたします。

議事に入る前に確認いたします。農業委員会等に関する法律第31条第1項で、農業委員は自己又は同居の親族もしくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができないとなっております。事務局が把握している範囲では、本日の議案において関係者となる委員はいないようですが、該当する委員がおられましたら、この場でお申出をお願いいたします。よろしいでしょうか。

【該当なし】

議 長 関係する委員はいらっしゃらないようですので、次に進みます。事務局より議案の訂正等がありましたら、ご説明をお願いいたします。

松橋主幹兼
事務局長補佐 事務局の松橋です。よろしくお願いいたします。それでは、本日の資料についてご説明いたします。別紙総会資料一覧(確認用)が配布されていると思いますので、こちらをご覧ください。本日配布した資料、また事前に事務局から送付し、ご持参いただいている資料は、一覧表のとおりですので、ご確認をお願いいたします。

ここで、議案書の内容についてご説明いたします。今月の議案には、農振除外等に係る意見聴取と、地域計画の変更に係る意見聴取がございましたが、これらの議案は、これまで別冊の議案書として作成しておりました。今月からは、こちらの農地法の議案書に統合し合理化を図っております。農振除外に関する調査資料である位置図や配置図などにつきましては、地区調査会資料に統合しておりますので、ご承知くださいますようお願いいたします。

次に、議案の訂正について申し上げます。本日配布しております議案訂正票をご覧ください。3件訂正がございまして、いずれも3ページ、議案第35号 地域計画の変更に係る意見聴取の(1) 地域内の農業を担う者の変更に係る訂正となります。1件目は、番号15です。農業を担う者の欄に●●とありますが、右端の確認委員のところ、本日配布しております訂正票のとおり訂正をお願いいたします。

また、番号46番と47番につきましては、既に追加済みであったことから、今回の議案からは削除するものとなりますので、よろしくをお願いいたします。説明は以上でございまして。

議長 ありがとうございます。続きまして、議案第30号を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

松橋主幹兼事務局長補佐 議案書1ページ、議案第30号 農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。農地法第3条は、農地の所有権移転や権利設定をする際に必要となる許可申請で、農業委員会が許可を決定するものです。

今回の案件は、番号1番から18番までの18件です。農家創設は5番、7番、9番、10番の4件でございまして。3番と8番につきましては、地役権を設定するものでございまして。いずれも農地法第3条第2項に掲げる許可要件に適合しているものと判断しておりますので、ご審議をお願いいたします。

議長 それでは、検討結果に基づく意見の報告をお願いします。初めに、北部地区調査会長から、1番から3番についてお願いします。

清水地区調査会長 北部地区調査会の清水です。1番であります。これまで借り受けて耕作しておりましたが、このたび有償による所有権移転するものです。特に問題はございませんので、承認が妥当と判断いたしました。

2番であります。20年来、家庭菜園として利用しておりました。このたび譲渡人が高齢となり耕作が困難になったことから、以前から●●さんから譲り受けたいという話があり、このたび話がまとまり、無償による所有権移転となりました。農地はきれいに管理され、特に問題はございませんので、許可妥当と判断いたしました。

3番であります。地役権の設定でございまして。下水道管が埋設されていることから、そのための地役権を設定するものでございまして。地上部ではりんごや桃が栽培されておらず、進入路として利用されております。特に問題はございませんので、許可妥当と判断いたしました。以上です。

議長 続いて、西部地区調査会長から、4番と5番についてお願いします。

松本地区調査会長 西部地区調査会の松本です。4 番についてですが、受人住宅周辺の農地所有権移転の案件です。該当地は受人所有農地とも隣接しており、一体的な耕作が可能となります。周辺農地への影響もなく、許可要件を満たしているため、許可相当と判断いたしました。

5 番は、農家創設の案件です。調査会において営農計画を発表していただきました。高齢のため、10 年を目標に耕作する予定とのことでした。その後は、農業を志す若者への貸出しも考えているということでした。これまでも自宅周辺の農地を耕作しており、該当地も自宅に隣接する農地であり、受人所有の農地と一体的な耕作が可能であり、周辺農地への影響もなく、許可要件を満たしているため、許可相当と判断いたしました。以上です。

議 長 続いて、中部地区調査会長から、6 番から 8 番についてお願いします。

山本地区調査会長 中部地区調査会の山本です。それでは、6 番の説明をいたします。譲渡人から譲受人へ、有償で農地の所有権を移転する案件です。譲渡人と譲受人の配偶者が知人関係にあり、譲渡人が高齢で農地の管理ができなくなったことから、所有権移転の話となりました。今回の申請地においては、主に自家消費用として、きゅうりや長ねぎなどを栽培する予定であります。調査会で審議した結果、問題ないと判断し、許可相当といたしました。

続きまして 7 番です。農家創設の案件となります。譲渡人は、市外に居住しており、これまで耕作していた方が亡くなられたことから、農地の管理が難しくなりました。譲受人は、申請地に隣接する農地を所有する方と知人関係にあり、その方の仲介で農地の所有権を移転することとなりました。譲受人は、隣接農地を所有する知人から営農技術を習得しながら、水稻を栽培する予定であります。また、譲受人は中古農機具等の販売を営んでいることから、営農に必要な機械は既にそろっております。調査会で審議した結果、問題ないと判断し、許可相当といたしました。

続きまして 8 番です。水道管を埋設するために、地役権を設定する案件となります。地役権を設定する方は、申請地の北側に住所があり、申請地の南側にも土地を所有しております。その南側の土地には、地役権を設定する方のお孫さんが農家住宅を建設する予定であります。その農家住宅へ上水道を引くためには、地役権を設定する方の住宅から、申請地を経由して上水道管を埋設する必要があることから、今回の申請となりました。調査会で審議した結果、水道管は地中 60 センチメートルに埋設されるため、申請地の営農に支障はないと判断し、許可相当といたしました。以上です。

議

長 続いて、南部地区調査会長から、9番から15番についてお願いします。

柵津地区調査会長

南部地区調査会の柵津です。9番につきましては、贈与による所有権移転で、農家創設の案件になります。譲受人はご高齢の方ですが、調査会で営農計画を発表していただきました。20年ほど前に、現在住んでいる住宅に隣接する農地を購入し、耕作していましたが、農業委員会の許可を受けていなかったため、所有権移転登記ができておらず、今回申請するものです。作付予定は、じゃがいも、きゅうり、トマト等です。調査会で審議した結果、許可相当と判断いたしました。

10番につきましても、相続財産清算人による有償の所有権移転で、農家創設の案件になります。譲受人には調査会へお越しいただき、営農計画を発表していただきました。住居と農地を購入し、長野市へ定住して耕作を行うという計画でありました。譲受人は、現在東京に住んでおり、野沢温泉などに拠点を持ちながら生活しておりましたが、今回、長野で移住先を探していたことから、今後は塩崎地区に住み、耕作に向けて準備を進めるということでした。申請地は、これまで周辺で耕作されている方が適切に維持管理しており、地域としても受人が転居して耕作することを期待しているとのことでした。作付予定は、水稻、大根、白菜、ほうれんそうです。調査会で審議した結果、許可相当と判断いたしました。

11番については、有償による所有権移転の案件です。譲渡人は10番と同じく相続財産清算人です。譲受人は、これまで申請地を維持管理していた近隣住民であり、所有権を取得した後も、これまでと同様に耕作する予定です。作付予定は、柿、梅等です。

12番については、贈与による所有権移転です。受人は申請地近隣のお寺の住職で、お寺の境内の農地を引き受けるものです。作付予定は、菊やきゅうり、なすなどです。

続いて13番です。13番については、有償による所有権移転で、10アール未満の案件になります。申請地は受人の自宅に隣接しており、長年荒廃していたことから、このたび受人が購入して耕作することとなりました。昨年度の農家相談会にも来られており、耕作意欲も十分に確認しております。作付予定は、きゅうり、なす、すももです。

次に14番です。14番についても、有償による10アール未満の案件になります。渡人には農業後継者がいないため、受人へ譲渡するものです。申請地の一部にはふきが植えられており、残りの部分ではきゅうりなどを栽培する計画となっております。

最後に15番です。15番については、有償による所有権移転で

す。渡人にはお子さんがお二人おりますが、高齢であることや、地域外に居住していることなどから耕作が困難であり、近隣で大規模に耕作している方へ譲渡するものです。受人は規模拡大を希望しており、水稻、ヘーゼルナッツを栽培する計画です。いずれも許可要件に適合していることから、調査会では許可相当と判断いたしました。以上です。

議 長 続いて、東部地区調査会長から、16番から18番についてお願いします。

池田地区調査会長 東部地区調査会の池田です。16番です。渡人は地元に住んでいないため、このたび無償で所有権を移転するものです。緑区分の農地をきれいにし、たらの芽を栽培する予定です。

17番です。渡人は高齢のため、自身の農地を整理したいということから、今回、無償による所有権移転を行うものです。

18番です。渡人と受人の田が隣接しており、以前から受人が耕作していたことから、このたび所有権移転を行うものです。東部地区調査会では、いずれも許可相当と判断いたしました。以上です。

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いいたします。

池田地区調査会長 すみません、東部地区の池田です。8番の地役権設定という言葉が初めてお聞きしたのですが、もう一度ご説明をお願いいたします。

議 長 事務局からお願いします。

松橋主幹兼事務局長補佐 こちらは、例えばよくあるものとして、高圧電線を農地の上に通している場合や、奥に農地や住宅があり他人の農地を通行する権利を登記上設定する場合などに、地役権を設定するのが一般的です。実際の土地の使用については、所有者が所有権に基づいて行いますが、それとは別に、通行したり高圧電線を通したりするための権利として設定するものになります。

本件8番につきましては、水道管を埋設するための案件です。水道管を埋設する際には一度掘削しますが、その後は現況復旧し、元の農地と同じような状態に戻して、所有者が引き続き耕作することとなります。登記上、このような形で権利を設定するものです。権利設定を行う場合には、農地法第3条の許可が必要になりますが、この許可要件は通常の所有権移転などとは少し異なります。通常は、全部耕作要件や常時従事要件といった要件がありますが、地役権につきましては、農地法上、明確な許可要件は規定されておられません。ただし、国が定めている実施要綱の中で許可基準が示されており、その内容としては、一つ目に、元の所有者の営農に支障がないこと、二つ目に、所有者が地役権を設定

することについて同意していること、この二つが要件となっております。

今回、この地役権設定の議案はあまり例がなく、私も初めて担当した案件でしたが、関係する資料等を確認しながら審査を行いました。所有者の方からは同意書を提出していただき、営農に支障がないこと、また地役権を設定することについて承諾していることを確認した上で、申請手続きを進めさせていただいた次第です。以上です。

議 長 池田さん、よろしいですか。

池田地区調査会長 ありがとうございます。

議 長 ほかにどうですか。では、意見がないようですので、採決を行います。議案第 30 号を許可することに、賛成の方の許可を求めます。

【全員挙手】

議 長 ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第 30 号は、許可することに決定いたしました。

続きまして、議案第 31 号を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

松 橋 主 幹 兼 議 事 務 局 長 補 佐 議案書 2 ページ、議案第 31 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について、ご説明いたします。農地法第 5 条は、農地を転用する際に、所有権移転や権利設定を伴う場合に必要となる許可申請です。県知事の許可が必要であり、農業委員会では意見書を付して申請書を県へ送付しております。

今回の案件は、番号 1 番から 6 番までの 6 件でございます。1 番は地域公民館、2 番は工場敷地、3 番は駐車場及び資材置場、4 番は砂利採取のため一時転用する案件、5 番は農業用倉庫で、こちらは 4 月 13 日付けで農振農用地の用途を変更する軽微変更がなされております。6 番は宿泊施設敷地として転用する案件です。いずれも農地法第 5 条第 2 項に掲げる許可要件に適合しているものと判断しております。

なお、先月の総会で許可相当とした第 5 条の 3 件につきましては、全て許可となりましたことをご報告いたします。説明は以上です。ご審議をお願いいたします。

議 長 それでは、検討結果に基づく意見の報告をお願いします。初めに、北部地区調査会長より、1 番についてお願いします。

清水地区調査会長 北部地区調査会の清水です。1 番について、ご説明申し上げます。この案件は、議案書にもありますように、令和 8 年 3 月 17 日に農振除外されております。現在、公民館が建っている場所は、老朽化が進んでいることに加え、土砂災害警戒区域内に位置していることから、移転新築する案件でございます。周辺農地への影

響もなく、特に問題はございませんので、調査会では許可相当と判断いたしました。以上です。

議 長 続いて、西部地区調査会長から、2番についてお願いします。
松本地区調査会長 西部地区調査会の松本です。2番につきましては、追認案件となります。申請地は、平成14年に譲受人である株式会社●●の工場北側に市道を開設する際、市道部分を分筆した結果、工場敷地内に取残された土地となります。市道と工場的高低差は約3メートルあり、申請地は道路と工場の法面となっており、コンクリート擁壁が設置されております。長年にわたり工場敷地として利用されており、周辺農地への影響もないと判断できることから、調査会では許可相当と判断いたしました。以上です。

議 長 続いて、中部地区調査会長から、3番についてお願いします。
山本地区調査会長 中部地区調査会の山本です。3番につきましては、資材置場及び駐車場を設置する案件となります。譲受人は鬼無里に本社を構え、コンクリート事業等を営んでおります。長野市街地での受注が増えてきたため、事業拠点の設置が必要な状況となっております。一方、譲渡人につきましても、年齢や居住地の関係で耕作が困難となっております。双方の条件が一致したことから、今回の申請に至ったものであります。現地を確認したところ、周辺にはほとんど農地がなく、営農への影響もないことから、調査会で審議した結果、問題ないと判断し、許可相当といたしました。以上です。

議 長 続いて、南部地区調査会長から、4番についてお願いします。
祢津地区調査会長 南部地区調査会の祢津です。4番につきましては、篠ノ井東福寺において砂利を採取するための一時転用の申請です。地区調査会に先立ち、私と担当委員、事務局職員で現地に赴き、事業者から聞き取り調査を行いました。周辺農地への影響につきましては、敷地境界から2メートルの保安距離を確保し、特に粉じん等が発生する作業については、時期を考慮しながら十分注意して行うとのことでした。埋め戻し用の土につきましても、検査により基準を満たしていることを確認した上で使用し、十分な転圧を実施するとのことでした。また、埋め戻しの際に表土へ石が混入した場合には、石を取り除く作業を実施するとのことでした。事業終了後の復旧につきましては、地主と確認を行い、確実に農地として利用できる状態となるよう事業者が責任を持って行うとのことでした。なお、一時転用の期間は、許可日から1年間となっております。南部地区調査会で審議した結果、周辺農地の営農条件に支障を生じる恐れはないと認められることから、許可相当と判断いたしました。以上です。

議 長 続いて、東部地区調査会長から、5番と6番についてお願いし

ます。

池田地区調査会長 東部地区調査会の池田です。5番ですが、父親が亡くなり、相続により農地を取得し、農家分家住宅を建てることとなりました。同じ敷地内に農業用倉庫があったため、敷地を分筆し、住宅を建てることとなりました。農業用倉庫は母親と長男が使用しているため、長男へ所有権を移転するものです。

6番です。合同会社●●は宿泊業を営んでおりますが、旧土蔵跡地の一部が農地にかかっていることから、今回、転用申請を行うものです。東部地区調査会では、いずれも許可相当と判断いたしました。以上です。

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いいたします。

【質疑なし】

議 長 ないようですので、採決を行います。議案第31号について、許可相当とすることに、賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議 長 ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第31号は、許可相当と決定いたしました。

続きまして、議案第32号を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

松橋主幹兼事務局長補佐 議案書2ページ、議案第32号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について、ご説明いたします。相続税の納税猶予は、農地を相続した方が、相続税の納税により営農を継続できなくなること防ぐために設けられている制度です。適格者証明は、相続人が税務署へ納税猶予の申告をする際の添付書類であり、相続人が当該農地を継続して耕作することが確実であると認められることを、農業委員会が証明するものです。

本件は、豊野町浅野の●●さんが、農地3筆について納税猶予を受けようとするものです。適格者の要件を満たしているものと判断しておりますので、ご審議をお願いいたします。

議 長 それでは、北部地区調査会長から、検討結果に基づく意見の報告をお願いいたします。

清水地区調査会長 北部地区調査会の清水です。●●さんは、同居しており、他にも農地を所有しておりますが、本件はこの農地3筆について、20年間の相続税納税猶予の申請でございます。特に問題はございません。ただし、3筆の中のうち、コイン精米機が設置されている部分を除いていますので、1,093㎡のうち1,011.57㎡ということになっております。特に問題はございません。

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いいたします。

【質疑なし】

議 長 ないようですので、採決を行います。議案第 32 号について、原案のとおり決定することに、賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議 長 ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第 32 号は、原案のとおり決定いたしました。

続きまして、議案第 33 号を議題といたします。長野県農業開発公社より説明をお願いいたします。

農 業 開 発 公 社 町 田 参 事 長野県農業開発公社の町田と申します。議案書 2 ページ、議案第 33 号について、ご説明させていただきます。よろしくお願いいたします。

本件は、長野県農業開発公社が行う農地売買等事業による所有権移転の案件でございます。本事業は、譲渡人から県公社、県公社から譲受人へと所有権移転登記が 2 回発生しますが、農業委員会からの要請を 1 回で行うことにより、事務手続きの短縮を図っております。

それでは、今回の案件でございますが、番号 1 番から 3 番までの 3 件でございます。1 番は、豊野町南郷の 2 筆を、農地所有適格法人である株式会社●●が、ブルーベリーを栽培する予定で譲り受けるものです。

2 番は、篠ノ井西寺尾の 2 筆を、●●さんがぶどうを栽培する予定で譲り受けるものです。

最後に 3 番ですが、同じく篠ノ井西寺尾の 1 筆を、●●さんが長ねぎを栽培する予定で譲り受けるものです。

なお、委員の皆さまにご確認いただく事項は、農地法第 3 条の許可要件と同じ内容でございます。説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。それでは、検討結果に基づく意見の報告をお願いします。初めに、北部地区調査会長から、1 番についてお願いします。

清水地区調査会長 この案件につきましては、周辺の農地も株式会社●●が取得し、耕作しております。特に問題はございませんので、調査会では許可相当と判断いたしました。

議 長 続いて、南部地区調査会長から、2 番と 3 番についてお願いします。

沓 津 地区調査会長 南部地区調査会の沓津です。議案番号 2 番、3 番につきましては、県外に居住している譲渡人から、近隣で耕作を行っている受入へ所有権を移転する案件です。調査会で審議した結果、原案のとおり問題ないと判断し、許可相当といたしました。以上です。

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。発言のあ

る方は挙手をお願いいたします。よろしいでしょうか。

【質疑なし】

議 長 ないようですので、採決を行います。議案第 33 号について、原案のとおり要請することに、賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議 長 ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第 33 号は、原案のとおり要請することに決定いたしました。

続きまして、議案第 34 号を議題といたします。農業政策課より説明をお願いいたします。

農 業 政 策 課 農業政策課の相澤と申します。私からは、議案書 2 ページ、議
相 澤 主 査 案第 34 号 農振除外等に係る意見聴取について、ご説明いたします。農業振興地域整備計画を変更する際、市長は農業委員会の意見を聴くこととされています。

今回の議案は、農業振興地域整備計画に定める農用地区域からの除外について、ご意見をお伺いするものです。議案は、番号 1 番から 3 ページの 6 番までの 6 件でございます。1 番は農家分家住宅、2 番は貸駐車場、3 番は農業後継者別棟住宅、4 番は自宅通路、5 番は農業後継者別棟住宅、6 番は駐車場として利用するため、農振除外の申出があった案件でございます。

なお、申出地は地域計画区域内でもあるため、地域計画区域からの除外につきましても、併せてご審議いただきます。いずれの案件も、農業振興地域の整備に関する法律第 13 条第 2 項に定める除外要件を満たしており、また地域計画区域からの除外についても支障がないものと判断しておりますので、ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。それでは検討結果に基づく意見の報告をお願いします。初めに、北部地区調査会長さんから、1 番から 3 番についてお願いします。

清水地区調査会長 北部地区調査会の清水です。1 番でございますが、次男の農家分家住宅の案件です。周辺農地への影響もなく、特に問題はございませんので、除外相当と判断いたしました。

2 番につきましては、既に駐車場として使用されている追認案件になります。地区調査会では、本件の申出者である●●さんが、この申請地のほかにも 2 筆の農地を所有しておりますが、いずれもここ数年荒れた状態となっており、近隣の営農に支障を来していると、地元の長沼地区担当委員から報告がありました。事務局からも適正管理を求める通知を 2 度ほど送付しているようですが、反応がないとのこと。地元委員からは、少なくとも草刈り程度の適正な管理は行っていただきたいとの意見が出されました。地区調査会で審議した結果、この意見を付して除外相当と

することに決定いたしました。

3 番につきましては、孫の農業後継者別棟住宅の案件です。特に問題はございませんので、除外相当と判断いたしました。以上です。

議 長 続いて、南部地区調査会長から、4 番から 6 番についてお願いします。

柵津地区調査会長 南部地区調査会の柵津です。4 番につきましては、追認案件であり、自宅通路を設置するものです。

5 番につきましては、娘夫婦のための農業後継者別棟住宅を建築する案件です。

続いて 6 番です。6 番につきましては、●●跡地へのドライブイン建設に伴い、来場者及び従業員用の駐車場を設置するものです。

南部地区調査会で審議した結果、いずれの案件も周辺農地の営農条件に支障が生じる恐れはないと認められることから、問題なしと判断いたしました。以上です。

議 長 ありがとうございます。ただ今、北部地区調査会長から、2 番について地区調査会で意見が付されたとの報告がありました。よって、2 番とその他の案件を分けて、質疑、採決を行います。

まず、2 番を除く 1 番及び 3 番から 6 番について質疑を行います。発言のある方は挙手をお願いいたします。

【質疑なし】

議 長 ないようですので、採決を行います。1 番及び 3 番から 6 番について、原案のとおり決定することに、賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議 長 ありがとうございます。全員賛成ですので、1 番及び 3 番から 6 番については、原案のとおり決定いたしました。

続いて、2 番について質疑、採決を行います。審議の進め方について、事務局から説明をお願いいたします。

松 橋 主 幹 兼
事務局 局長 補 佐 2 番につきましては、先ほど北部地区調査会長から報告がありましたとおり、本件の申出者が所有する農地が、数年間にわたり適正に管理されていない状況となっております。第 19 期の農業委員会発足以来、地元長沼地区の委員及び事務局で対応してきております。また、農地の適正な維持管理を求める通知も、令和 5 年 10 月と令和 6 年 9 月の 2 回にわたり、農業委員長名で発送しておりますが、いまだ対応されていない状況です。いずれも農用地区域内にある農地であり、農業委員会といたしましては、引き続き農地の適正利用を求めていく必要があると考えております。

つきましては、本件の農振除外につきましては、他の案件とは別に意見を付すことを提案いたします。その内容につきましては、ホワイトボードに記載しております。読み上げます。本件の土地所有者が所有する農用地区域内の農地2筆については、過去数年間にわたり適正な維持管理がされていない状態であるため、本件の農振除外に際して、これが是正されることを要望します。以上の内容を付帯意見とすることを提案いたします。皆さまのご審議をお願いいたします。

議 長 それでは、2番について質疑を行います。発言のある方は挙手をお願いします。よろしいですか。

【質疑なし】

議 長 では、ないようですので、採決を行います。2番について、ホワイトボードに記載のとおり、意見、決定することに、賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議 長 全員賛成ですので、記載のとおり決定し、長野市長に意見書を提出いたします。

本 井 委 員 員 員 すみません、よく分からなかったのですが、確認です。これは、この意見書を付けた上で、この案件については決定するということですか。

松 橋 主 幹 兼 事務局 長 補 佐 要望として、記載のように意見書に表記するということになります。

本 井 委 員 員 市長が県にこの意見書を付けて、県に判断を委ねるということですね。

議 長 そういうことでよろしいでしょうか。

松 橋 主 幹 兼 事務局 長 補 佐 農振除外につきましては、市長が除外することになります。今回、市長から農業委員会に対し、この案件について意見を求められておりますので、農業委員会としては、市長あてに意見書を提出することになります。最終的に農振除外をするかどうかは、市長が判断、決定します。その判断に当たっては、農業委員会の意見を踏まえた上で決定することになります。

まず農振除外につきましては、県などの上位計画との整合が図られているかどうかについて、県知事の同意を得る手続きがあります。その際も、農業委員会の意見を付した形で県へ協議が行われます。その後、案について公告、縦覧を行い、意見募集の期間を経て、最終的に農振除外が決定される流れとなります。農業委員会としては、意見を付して市長へ提出し、市長はその意見を踏まえて県と協議を行います。その後、一連の手続きを経て最終的な判断がされることとなります。

本 井 委 員 員 農業委員会としては意見書を付して、市長にお返しして、市長

は県に意見を求めて、それを踏まえて市長が決める。

松橋主幹兼事務局長補佐　そうですね。一連の手続きの中で判断されることになろうかと思えます。

本井委員　すっきりしない部分もあるかもしれませんが、最終的には市長が判断する案件で、農業委員会としては、このような意見を付して、市長へ提出するということになります。ただし、農業委員会の意見には強制力はありませんので、そこまでが私たちの役割ということですね。分かりました。

倉石委員　すみません、私から発言させていただきます。この意見が出たとき、私の認識では、これが是正されなければ認めないという意味だと思っていました。しかし、今回の内容は要望するという表現になっています。仮に相手方が是正しなくても、この案件は通ってしまうということですよ。私は、是正されなければ認めないということが前提だと思っていたのですが、そういう意味ではないのでしょうか。

小田切事務局長　こちらにつきましては、そこまでの強制力を持つ権限があるのかということになります。実際には、問題となっている農地と今回の申出地は別の土地ですし、認めないと判断する法的な根拠があるのかと言われますと、その点は難しいところです。

そのため、農業委員会としては、要望という形で意見を付することが適当ではないかと考えたところです。これをもって許可しないとまで言えるだけの根拠を見出すことは、なかなか難しい状況です。

新井委員　ただ、2回も指導して改善されていないということであれば、今後また同じような案件が出てくる可能性もありますよね。そういう場合には、何らかの対応をしていくのでしょうか。

小田切事務局長　現時点では、決定的な対応策があるわけではありません。今後も継続して指導を行い、改善を求めていくことになります。

新井委員　同様の案件は、まだ表面化していないものもありますので、ただ通知を出すだけでは、なかなか改善されないですよ。

小田切事務局長　そうですね。以前にも同様の事例がありましたが、現時点では決め手となる有効な手段がないのが実情です。引き続き、可能な限り接触しながら指導を継続し、改善につなげていきたいと考えております。

議　　長　　よろしいでしょうか。ほかにございますか。

それでは、再度採決を行います。2番について、ホワイトボードに記載した内容の意見を付して決定することに、賛成の方の挙手を求めます。

【挙手多数】

議　　長　　ありがとうございます。賛成多数ですので、記載のとおり決

定し、長野市長へ意見書を提出いたします。

続きまして、議案第 35 号を議題といたします。農業政策課より説明をお願いします。

農 業 政 策 課
瀧 澤 係 長

農業政策課の瀧澤です。よろしくお願いいたします。着座にて説明させていただきます。私からは、議案第 35 号 地域計画の変更に係る意見聴取について、ご説明申し上げます。3 ページをご覧ください。事前にご説明させていただいたとおり、議案の一部修正がございました。申し訳ありませんでした。

地域計画につきましては、法律に基づきその内容を変更する場合には、農業委員会の皆さまのご意見をお伺いすることとなっておりますので、本日ご審議をお願いいたします。

それでは、議案の内容ですが、今回の地域計画の変更内容は、2 点ございます。1 点目は、地域内の農業を担う者の変更です。今回は 58 名の方を追加するものです。

2 点目は、(2)にありますとおり、地域計画区域への編入です。農業近代化資金を活用するため、川中島町今井の土地を地域計画区域へ編入するものです。議案第 35 号 地域計画の変更についての説明は以上です。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長

ありがとうございます。それでは、検討結果に基づく意見の報告をお願いいたします。

初めに、(1)地域内の農業を担う者の変更の 1 番から 17 番について、北部地区調査会長からお願いいたします。

清水地区調査会長
議 長

1 番から 17 番まで、特に問題はございません。

続いて、西部地区調査会長から、18 番から 20 番についてお願いいたします。

松本地区調査会長
議 長

18 番から 20 番まで、問題ありません。

続いて、中部地区調査会長から、21 番から 29 番についてお願いいたします。

山本地区調査会長

中部地区においても 21 番から 29 番まで、問題ないものと判断いたしました。

議 長

続いて、南部地区調査会長から、30 番から 40 番についてお願いいたします。

祢津地区調査会長
議 長

30 番から 40 番まで、問題ないものと判断いたしました。

続いて、東部地区調査会長から、41 番から 60 番についてお願いいたします。

池田地区調査会長
議 長

原案のとおり問題ないものと判断いたしました。以上です。

続いて、(2)地域内へ編入する土地について、中部地区調査会長から説明をお願いいたします。

山本地区調査会長
議 長

原案のとおり問題ないものと判断いたしました。以上です。

ありがとうございます。これより質疑に入ります。議案の(1)

と(2)について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

【質疑なし】

議 長 ないようですので、採決を行います。議案第 35 号の(1)と(2)について、原案のとおり決定することに、賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議 長 ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第 35 号は、原案のとおり決定し、長野市長へ意見書を提出いたします。

続きまして、議案第 36 号を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いいたします。

松 橋 主 幹 兼 議案書 4 ページ、議案第 36 号 非農地決定について、ご説明いたします。非農地決定は、利用状況調査で山林、原野と判定された農地のうち、所有者から申請のあったものを、総会で非農地と決定するものです。非農地決定をした農地については、農業委員会から通知書を送付しますので、所有者はその通知書を添付して、地目変更登記を申請する流れとなっております。

今回の案件は、番号 1 番から 11 ページの 660 番までです。4 月から、昨年度の利用状況調査に基づく通知の発送を開始し、このたび多くの申請があったものになります。このため合計 660 筆、面積約 25 ヘクタールを非農地決定する議案となっております。説明は以上です。ご審議をお願いいたします。

議 長 これより質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いいたします。よろしいでしょうか。

【質疑なし】

議 長 ないようですので、採決を行います。議案第 36 号について、原案のとおり決定することに、賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議 長 ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第 36 号は、原案のとおり決定いたしました。

続きまして、報告第 13 号、第 14 号及び第 15 号について、事務局より説明をお願いいたします。

松 橋 主 幹 兼 議案書 12 ページ、報告第 13 号 農地法第 4 条の規定による届出及び報告第 14 号 農地法第 5 条の規定による届出について、ご説明いたします。市街化区域内の農地を転用する場合は許可不要ですが、農業委員会へ届出書を提出していただく必要があります。今回の報告は、先月届出のあった 4 条 6 件、5 条 8 件について、事務局長専決により受理したものです。

次に、報告第 15 号 農地法第 4 条の規定による農業用施設（2 a 未満）の届出について、ご説明いたします。耕作者が自己所有の農地に、2 アール未満の農業用施設を設置する場合は許可不要

ですが、農業委員会へ届出書を提出していただいております。今回の報告は3件で、事務局長専決により受理したものです。説明は以上です。

議 長 ありがとうございます。ただ今の報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

【質疑なし】

議 長 報告案件ですので、ご了承いただきますようお願いいたします。

次に、(2)その他農業委員会業務に係る事項について、審議を行います。

議案第37号 長野県農業委員会女性協議会長野支部役員の推薦についてを議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

西村事務局長補佐 事務局の西村でございます。着座にて説明させていただきます。お手元に配布いたしました資料1、長野県農業委員会女性協議会長野支部役員の推薦についてをご覧ください。

こちらは、長野県農業委員会女性協議会長野支部長から、令和8年度の筆頭副支部長の推薦について依頼があったものです。同協議会長野支部の概要は、規約に基づいて設置されており、農業委員会活動の充実強化と農村女性の地位向上等を目的としております。会員は、長野地域振興局管内の女性農業委員及び女性農地利用最適化推進委員で組織されております。役員の任期は、総会から次回総会までとなっております。なお、筆頭副支部長は、食と農業農村振興審議会長野地区部会委員を併任することになります。会議につきましては、長野支部の総会及び研修会が年1回、食と農業農村振興審議会長野地区部会が年1回開催されます。

推薦につきましては、今月開催いたしました第4回役員会での協議結果を踏まえ、池田昌子東部地区調査会長をご推薦申し上げたいと存じます。

なお、本日の総会でご承認をいただきました後、長野県農業委員会女性協議会長野支部事務局長あてに報告したいと考えております。説明は以上です。

議 長 ありがとうございます。ただ今の説明に関し、発言のある方は挙手をお願いいたします。

【質疑なし】

議 長 ないようですので、採決を行います。議案第37号について、原案のとおり決定することに、賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議 長 ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第37号は、

原案のとおり決定いたしました。池田東部地区調査会長、よろしくをお願いいたします。

続きまして、議案第 38 号 令和 7 年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表についてを議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

宮下事務局長補佐 事務局の宮下でございます。よろしくお願いいたします。それでは、着座にてご説明申し上げます。お手元の資料 2 をご覧ください。

本議案につきましては、今月の各地区調査会で内容をご説明し、令和 7 年度の農地利用の最適化活動の実績についてご報告いたしました。委員の皆さまからは、特に修正等のご意見はございませんでした。つきましては、本総会でご審議の上、ご決定いただきますようお願いいたします。

なお、ご決定いただいた後は、長野市ホームページで実施状況を公表してまいります。説明は以上です。

議 長 ありがとうございます。ただ今の説明に関し、発言のある方は挙手をお願いいたします。調査会でもご審議いただいておりますので、よろしくお願いいたします。

【質疑なし】

議 長 ないようですので、採決を行います。議案第 38 号について、原案のとおり決定することに、賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議 長 ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第 38 号は、原案のとおり決定いたしました。

以上で、予定しておりました議事は全て終了いたしました。これをもちまして、私の議長の任を解かせていただきます。ご協力いただき、誠にありがとうございました。進行を北村代理にお返しいたします。

北 村 会 長 代 理 曾根会長お疲れさまでした。以上で、本日の議事は終了となりました。

続きまして、次第 8 その他に移りたいと思います。本日の議事全体を通して、委員の皆さまから何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。それではないようですので、最後に事務局から今後の日程等について、説明をお願いいたします。

西村事務局長補佐 私から連絡事項を申し上げます。この後、こちらの会場におきまして、農業者年金推進委員会を開催いたしますので、年金推進委員の皆さまはそのままお残りください。

続いて、今後の日程についてお知らせいたします。本日お配りしました総会次第の下段をご覧ください。次回、第 6 回総会は、7 月 31 日午後 3 時 30 分から、第一庁舎 4 階会議室 141 で開催い

たします。会場、開始時間をお間違えのないようご注意ください。

次に、総会次第の裏面をご覧ください。7月の地区調査会及び8月末までの会議日程を記載しておりますので、ご確認をお願いいたします。連絡事項は以上です。

北 村 会 長 代 理 ありがとうございました。以上で、第5回総会を閉会いたします。ありがとうございました。